

訪問介護（生活援助中心型）の回数が規定回数以上のケアプラン提出の方法・手順

下記の項目に沿って、該当するケアプラン及びそれに関連する資料の写しを、サービス開始前に茨木市役所長寿介護課までご提出ください。

《対象となるケアプラン》

- ・生活援助規定回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合（初回）
- ・前回の提出から一年後も継続している場合

《提出必要書類一覧》

	☑欄	書類内容	備考
1	☐	訪問介護（生活援助中心型）の回数が規定回数以上のケアプラン届出書	
2	☐	利用者基本情報 ※利用者基本情報が、「アセスメント一式」に含まれる場合は不要です。	居宅介護支援開始に至った、相談・紹介等経緯がわかる資料
3	☐	アセスメント一式	計画を作成した際の、根拠となる関連資料のすべて
4	☐	居宅サービス計画書、第1表～第3表	
5	☐	居宅サービス計画書作成に関するサービス担当者会議の記録(第4表)	複数回行った場合はその書類もお願いします。
6	☐	支援経過記録を現時点から直近3か月分(第5表)（モニタリングを含む）	
7	☐	サービス利用票・別表を現時点から直近3か月分（第6表～第7表）	
8	☐	訪問介護サービス事業所の計画	

《提出方法》

事例ごとに、「届出書」の用紙を一番上にして、提出書類1～8の順にしてください。